七十五、有明本舗こと有川深に対する件

昭和四十四年(排)第三号

排除命令

熊本県熊本市出水町今五百四十九

有明本舗こと

有川深

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき次のとおり命令する。

主文

一、有明本舗こと有川深は、その販売する小売価額百五十円の「南国旅情」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同人は、小売価額百五十円の「南国旅情」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同人が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は包装箱の総容積の約十五・五パーセントに相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。

この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三、同人は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

有明本舗こと有川深（以下「有明本舗」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

有明本舗は、小売価額百五十円の「南国旅情」と称する商品（別添写真参照）を昭和三十九年一月から製造し、熊本県内の地域に販売している。

当該商品は、通常、店頭では開蓋して陳列されているが、当該商品は、中央に「ざぼん羊羹」と称する羊羹一本が、右側に「ざぼん漬」と称するざぼんを漬けた砂糖菓子二個および「朝鮮飴」と称する菓子三個が、左側に「柚子餅」と称する餅菓子五個および「真珠餅」と称する餅菓子五個が、それぞれ縦二十二・五センチメートル、横二十・五センチメートル、高さ二・五センチメートル（総容積約千百五十三立方センチメートル）の包装箱に詰められている。

当該包装箱は幅一・七センチメートルから二・七センチメートルのレース編模様の紙リボンで縁取りがほどこされ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、あたかも外見からは当該内容物が、包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記レース編模様の紙リボンの下に縦・横に幅一・三センチメートルの額縁状の枠がほどこされ、前記「ざぼん漬」および「朝鮮飴」の詰められている箇所ならびに「柚子餅」および「真珠餅」の詰められている箇所は、ボール紙で縦十七・五センチメートル、横七・二センチメートル、厚さ〇・九センチメートルにあげ底されている。

「ざぼん羊羹」は、本体である羊羹は、縦十四・五センチメートル、横三・四センチメートル、厚さ一・三センチメートル（体積約

六十四立方センチメートル）で、これが銀紙に包まれたうえ、縦十六・三センチメートル、横四・七センチメートル、厚さ二センチメートル（容積百六十二・二立方センチメートル）の段ボール紙製包装箱に入れられており、当該羊かんの体積は当該包装箱の容積の約三十九・四パーセントに相当する量しかない。

「ざぼん漬」は、縦七センチメートル、横六センチメートル、厚さ〇・五センチメートル（体積約二十一立方センチメートル）のものおよび縦七センチメートル、横四・五センチメートル、厚さ〇・五センチメートル（体積約十五・七立方センチメートル）のもの（総体積約三十六・七立方センチメートル）が、ざぼん漬と表示したレッテルを貼つたセロハン紙で包まれており「朝鮮飴」は、縦四・三センチメートル、横二センチメートル、厚さ〇・七センチメートル（体積約六立方センチメートル）の餅三個（総体積約十八立方センチメートル）が、朝鮮飴と表示した縦六・七センチメートル、横二・一センチメートル、厚さ一・一センチメートル（容積十五・四立方センチメートル）の筒状の和紙で包装されており、当該朝鮮飴の体積は、当該包装和紙の容積の約五十五・八パーセントに相当する量しかない。

「真珠餅」および「柚子餅」は、縦三センチメートル、横二・五センチメートル、厚さ〇・八センチメートル（体積約六立方センチメートル）の菓子それぞれ五個（総体積約六十立方センチメートル）が、それぞれ「真珠餅」および「柚子餅」と表示したセロハン紙で包まれている。

結局、「南国旅情」と称する商品の総体積は、百七十八・七立方センチメートルで、包装箱の総容積の約十五・五パーセントに相当する量しかない。

よつて、有明本舗は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、有明本舗の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十四年一月十七日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

別添写真

